

## 4 . 小規模事業場・未規制事業場

小規模事業場等排水処理対策指導要領. (抜粋)

### 第1 目的

この要領は、伊勢湾水質総量規制に伴う「化学的酸素要求量に係る総量削減計画(昭和55年4月4日三重県公告)」を推進するため、小規模な汚濁発生源からの汚濁負荷量を削減指導するために必要な事項を定める。

### 第2 小規模事業場排水処理対策

#### 1 指導対象事業場

汚濁負荷量の削減指導をする事業場等は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第3項に規定する特定事業場のうち、日平均排水量が50m<sup>3</sup>未満の事業場等。(以下「小規模特定事業場」という。)
- (2) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場以外の事業場等。(以下「未規制事業場」という。)

#### 2 排水処理指導基準値等

小規模特定事業場及び未規制事業場の排水に係る指導基準値及び測定回数は別表のとおりとする。

なお、別表に掲げるもの以外の指導対象事業場についても、簡単な沈でん槽、ろ過槽、アミ等のフィルター等を設置し、固形物等を公共用水域へ排出しないように指導する。

第3 生活排水対策 ..... 省略

第4 畜産排水対策 ..... 省略

### 附 則

この要領は昭和56年7月1日から施行する。

水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域以外の地域(伊勢湾水質総量規制の対象となっていない地域)にあっても、この要領に準じて指導等を行うこととする。

### 別表(指導基準値及び測定回数)

指定対象事業場		排水		備考
区分	規模	化学的酸素要求量(COD)に係る指導基準値	COD及び流量の測定回数	
小規模事業場	日平均排水量が20 m <sup>3</sup> 以上のもの	160 mg / 以下	年1回以上	COD及び流量の測定結果は3年間保存する
未規制事業場	日平均排水量が50 m <sup>3</sup> 以上のもの			